

《研究》

中世の棟札の特質について

——安芸・備後両国の社殿造営を中心に——

松 井 輝 昭

はじめに

社殿や仏堂などを造立するとき、上棟式は建物の骨格が成った証となる重要な祭であった。そして、上棟式るとき、あるいはそれを終えたのちに、造立年月日、檀那や大工などの名前を書き入れた木札を、棟木に打ち付けたり、天井裏などに納めた。私たちはこの木札を「棟札」と呼んでいる。建物の造立だけでなく、修造や屋根の葺替えのときにも、同じような所作を行った。

「棟札を打つ」習俗は、平安時代末期に初めて確認されるが、その後今日まで連綿と続いている。本稿では、安芸・備後両国の社殿の造営を中心に、この習俗がなぜ生まれ、また定着したのか、その思想的な背景を探り、これを踏まえて中世の棟札の史料学的特質の一端を明らかにしたいと思う。

中世の棟札を史料学的に取り上げた研究は、管見の限り、沼田頼輔⁽¹⁾・伊藤延男⁽²⁾・福山敏男⁽³⁾の三氏の仕事に尽きるように思う。とりわけ、福山氏の研究は、今日の棟札研究の水準を示す。氏はまず、一つの建物に、棟木銘と棟札の一方しか見られないことに注目し、棟札が新たに発案されたのは、工事に制約されず、いつでも書き調べて、しかも都合のよいところに置くことができるという利便性によるものとする⁽⁴⁾。事実、室町時代に入る頃から棟札が優位になり、その末期に棟木

銘はほぼ消滅したことが知られる。氏の指摘の正しさは、棟札を置く場所の面を除けば、今後も動かないと考えられる。それでは、平安時代末期から、なぜ棟木銘や棟札を書くようになったのだろうか。この点については、いまだ明確な答えが出されていない。沼田氏をはじめ、各氏とも、祈願文や呪句の有無によって、室町時代を境に、棟札が記念碑的なものから祈禱札的なものへ変わったと指摘する。⁽⁵⁾だが、南北朝時代以前の祈禱文言のない棟木銘や棟札を、記念碑的なものと言いつけることができるのか、私には疑問である。また、祈禱札としての色彩が色濃く見られるとされる、室町時代以降の棟札に、誰のどのような思いが盛られているのか、つまり「棟札を打つ」所作に込められた関係者の思いについても、ほとんど検討がなされていない。上棟式に集いながら、棟札の上に現れない人々にも、目配りが必要であろう。⁽⁶⁾したがって、中世の棟札を史料学的に明らかにするには、次のような視角が求められると思う。

A 棟木銘と棟札銘の類似性と差異を明らかにする。

B 「棟札を打つ」という習俗が生まれた思想的背景を探る。

C 棟札の時代的な変化を跡付け、それに関わった人々や文面などの特徴と差異を検証する。

D 中世と近世の棟札の連続面と非連続面を見極め、その中世的な在り方を確認する。

以上の問題関心に従って、本稿では、次のような手順で検討を行うことにする。まず「棟札を打つ」ことの意味を明らかにする。ついで、棟札銘の特徴について考える。最後に、戦国時代以前の棟札と江戸時代の棟札の差異を探り、中世の棟札の特質を見いだす。

(2) 伊藤延男「棟札」(『建築の儀式』、一九五九年所収)

参照。

(3) 福山敏男「棟札考」(『月刊文化財』昭和四八年二月号)

参照。

(4) 註(3)の福山論文に同じ。

(5) 註(1)の沼田論文に同じ。

(6) 『周防秋穂八幡宮旧記』によると、応仁元年(一四六七)

四月十五日の上棟のおり、秋穂荘の「貴賤上下」が社中で終日酒盛を行って、「千秋万歳」を祝ったことが知られる(『山口県史料中世編 上』、一九七九年)。だが、このように、上棟式に群参した人々のうち、何人かの名前しか棟札に書き入れられなかった。

一 中世の棟札の基本的性格

戦国時代の安芸・備後両国では、毛利・吉川・小早川・熊谷・平賀・山内氏らの有力国衆だけでなく、彼らの家中の土豪らの手によっても、社殿の造立や再興、あるいは修造が盛んに行われた。⁽¹⁾ しかも、どの場合にも、棟札が奉納されたといつてよい。より厳密にいえば、上棟式もしくは造営を終えたのちに、棟札を棟木に打ち付けたのである。

手始めに、安芸国一宮である厳島神社において、戦国時代に棟札がどのように理解され、また取り扱われていたのか、その現況を探ることにする。

(1) 戦国時代の武將と厳島神社の棟札

戦国時代の武將は、厳島神社の社殿などに「棟札を打つ」ことを、どのように考えていたのだろうか。満願寺に宛てた、年未詳の七月十一日付けの吉川元春の書状は、⁽²⁾ 彼らの思いを探るうえで非常に興味深い。その内容は、以下の通りである。厳島弥山の求聞持堂再興に当り、元春は満願寺を取次として毛利輝元に棟札を打つことの是非を諮った。①これまで、弘法大師や平清盛がこの堂宇を再造したとき、棟札を打たなかった。②だが、毛利元就が厳島神社の本殿を造立したおりに

は、「末世」だからといって、初めて棟札を打った。③本願（大願寺）によると、元就のこの例に倣えば、求聞持堂にも棟札を打つことができるという。④輝元もこの堂宇に棟札を打つことを承知してほしい。⑤そうなれば、棟札に輝元が求聞持堂を再興したと認め、元春の名前も脇に書き添えて、それを打つことにしよう、これで自分としては本望である。この書状によれば、厳島神社の社殿の場合、毛利元就は前例を破って、「末世」だからと合理化までして、棟札を打ったことになる。彼は「棟札を打つ」ことに非常に執心していたわけである。息子の吉川元春もまた、父元就に倣って、求聞持堂に棟札を打つことを強く希望した。しかも、毛利家の当主である輝元が、この異例な措置を認めれば、彼の名前をその中心に据えようというのである。

かくして、吉川元春のこの書状による限り、毛利元就らは、厳島神社の社殿や堂宇に棟札を打つことに、格別な意味合を認めていたことが知られる。これは、同社が安芸国一宮として、厚い崇敬を受けてきたからだろうか。だが、このように考えても、彼らが前例を破ってまで、厳島神社の社殿や堂宇に「棟札を打つ」ことに執心した理由が分らない。しかも、この度は、堂宇造営の施主ではない、毛利家の当主輝元の名前までも、棟札の中央に書き込むというのである。彼ら武將は、厳島神社の社殿や堂宇に「棟札を打つ」ことに、いかなる価値を見いだし、何を期待したのであるだろうか。

いま一つ留意すべきは、吉川元春が求聞持堂に棟札を打つことの許可を毛利輝元に求めている点である。厳島神社の場合、秋山伸隆氏のいう「公」の寺社に当り、毛利家当主の許可なくして棟札を打つことが憚られたからであろうか、この点も不明といわざるをえない。

これらの疑問に答えを見いだすため、次に厳島神社関係の棟札について検討を加えることにする。

まず最初に、「末世」だからといって、毛利元就が初めて、厳島神社の社殿に棟札を打たせたとする、吉川元春の言葉を想起していただきたい。実は、この種の棟札に当ると思われるのが、同社の本願であった、大願寺の棟札下書の中に見

いだせる。⁽⁴⁾ 弘治元年（一五五五）十月一日の厳島合戦で、社殿が汚れたため、回廊の板を悉く敷き改めて、翌年六月十八日に再興の棟札を打ったものである。この棟札には、大願主「大江元就」とある。また、本願大願寺と奉行児玉就方の名前も書かれていた。しかし、享保三年（一七一八）二月に成った厳島回廊棟札写によると、回廊棟札の場合は、「ほうらい釜山浦」の粟屋国久が奉納したものが最も古く、明応五年（一四九六）九月二十六日の日付を持つ。この他に、弘治元年以前の棟札が五枚も確認できる。以上の事実を照らせば、元春の言葉は必ずしも正確とはいえない。そこで、いま一度回廊の棟札写に戻ると、一一四枚の棟札のうち、大半が永禄三年（一五六〇）以降のものであり、中でも天正年間（一五七三〜九二）のものが最も多いことに気付くだろう。回廊棟札を例にとれば、厳島神社において、「棟札を打つ」という所作は、元就の時代からが徐々に多くなり、輝元の時代に最盛期を迎えたと推測できる。厳島神社の棟札の中で、回廊棟札の数が断然多いから、この傾向性は一つの指標になりえると思う。

なお、毛利元就が回廊に棟札を打つ少し前、同年四月吉日に、息子の隆元は新たに建立した天満宮社に棟札を打ったことが知られる。⁽⁶⁾ 永禄四年十月四日付けの厳島神社大鳥居棟札写でも、表には「当旦那」の毛利元就、「当屋形」の毛利隆元の外、安芸国の有力国衆と毛利氏の重臣、それに小使の役を務めた佐藤元実らまで、三〇名近くの名前が書き上げられていた。裏にも、大鳥居の用材を取り出した場所の他に、柱の寄進者として能美左馬允と香川光景の名前が記してあった。厳島神社の場合、弘治元年（一五五五）十月一日の厳島合戦後に、毛利氏の支配下に入って以後、「棟札を打つ」習俗が次第に大きな広がりを見たと考えてよさそうである。元就や隆元が、その旗手を務めたといえる。一部の回廊棟札を除けば、さきの元春の言葉は、事実にはほぼ符合することになる。

ところで、吉川元春が弥山の求聞持堂に打とうとした棟札と同じものと考えられる、棟札写が一点伝わっている。次に掲げる天正五年（一五八二）閏七月吉日付けの厳島神社輪藏建立棟札写がそれに当る。⁽⁸⁾

中世の棟札の特質について

右意趣者国家安全武運長久息災延命子孫繁昌所

大工豊島神兵衛尉栄明

并小早川平朝臣隆景

小工佐伯左馬丞栄明

奉再建立輪藏一字当社大檀那毛利右馬頭大江輝元朝臣

同吉川藤原朝臣元春

天正五年丁酉七月吉祥日大願寺円海上人敬白

つまり、棟札の中央に「大檀那」大江輝元の名前を書き、その両脇に同じく檀那である藤原元春と平隆景の名前を添えたものである。しかも、祈禱文言の最初に、「国家安全、武運長久」という言葉を据えてあった。「国家安全」を第一に祈る棟札に、毛利氏領国における毛利両川の序列が反映されているのが分かる。求聞持堂に棟札を打つに際して、このことが元春の念頭にあったものと推測できる。だが、毛利氏領国の神社の棟札で、毛利両川の名前が併記される例は、極めて稀であった。私の知る限りでは、厳島神社関係の棟札にしかない。これは、求聞持堂に棟札を打つことの是非を、元春があえて輝元に諮ったこととも関係すると思われる。厳島神社は安芸国一宮であり、誰の手にも属さない「公」の神社であっ

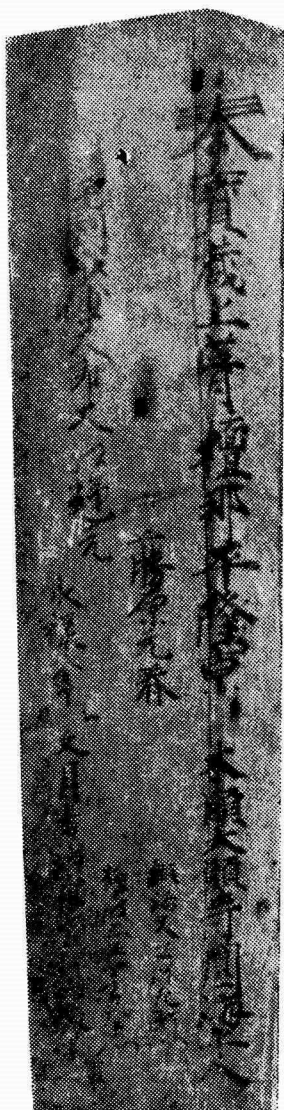


写真1 厳島神社宝蔵永
禄8年葺替棟札

この棟札の裏は、天正16年
(1588)の宝蔵再興棟札として
再利用されている。また、くぎ
穴が4か所確認できる。

たため、毛利両川体制の一翼を担う元春であろうと、当主輝元の了解なくしては、同社の建物に勝手に棟札を打ち、また自らのために祈念することはできなかつたものであろう。ただ、ここで一つ注意したいのは、永祿八年（一五六五）七月吉日付けの厳島神社宝蔵上尊棟札（写真^①）では、実際に造営に当った平隆景の名前が棟札の中央に据えられ、兄隆元が没したのちに毛利家の当主となつた輝元の名前はまた脇にしか置かれていなかったことである。上記の輪藏棟札のような在り方は、毛利氏領国の「国家」としての体制が固まつた結果と考えられる。

それでは、「末世」だからと合理化してまで、毛利元就らが厳島神社の社殿や堂宇に「棟札を打つ」ことに強く執心し、またそれを実現させたのはなぜであろうか。この問題を解く前提として、まずは次の三つの疑問について、何らかの答えを見いださねばならない。

ア 社殿や堂宇に棟札を打つことが定着するのは、厳島合戦以後の毛利氏の時代と考えられるが、このように遅れたのはなぜか。

イ 室町時代後期から、棟札を打つようになったが、それが回廊に限られたのはなぜか。

ウ 室町時代に入ると、柱や壁板・天井板などに墨書銘が見られ、やがて祈禱札・寄進札が現れるが、社殿や堂宇に棟札を打たなかつたのはなぜか。

これらの疑問は、相互に密接な関わりを持ち、棟札とは何かを考えるためには避けて通ることができないものと思う。そこで、試みに私の見通しを述べることにする。①同じく神社の建物であっても、社殿や堂宇と回廊とは截然と区別されていた。回廊とは違って、神仏の居所である社殿や堂宇に、容易に「棟札を打つ」ことができなかった。②回廊に「棟札を打つ」のさえ、他の社寺に比べてかなり遅いが、これは社殿に「棟札を打つ」のが憚られたためと推測できる。③社殿や堂宇に寄進札を打ち、あるいは祈禱札を納めるようになって、「棟札を打つ」ようになったのは、そのかなりのちであ

る。その理由は、社殿や堂宇の棟木に札を打つのが恐れ多いと考えられていたからである。安芸国一宮である厳島神社の社殿の場合、とりわけその思いが強かった。以上の私見が承認されるにしても、新たに次の点が注目される。その一は、室町時代後期になると、社殿の外縁部の回廊に、「棟札を打つ」ことの希望が表面化してきたことである。その二は、戦国時代に入ると、社殿以外の建物、つまり五重塔などに、金石の寄進札や造立銘が打ち付けられ、またその彩色柱に勧進に応じた人々の名前を書き込むなど、関係者の名前を残そうという動きが顕著になってきたことである。さきに述べたごとく、厳島神社のこの動きは、他の社寺に比べればかなり遅い。しかし、安芸国一宮として高い社格を誇る厳島神社にまで、「棟札を打つ」習俗が浸透してきたことは注目してよい。毛利氏の時代になると、これまで憚られた、厳島神社の社殿や堂宇にも、棟札を打って、国家や家門、毛利家当主などの安寧を祈るようになったのである。戦国の乱世の深まりとともに、神仏の加護を得たいとする思いが、このような形で非常な高まりを見たものと思う。毛利元就やその息子らが、厳島神社の社殿や堂宇に「棟札を打つ」ことに強く執心したのは、以上の一連の流れの中に位置付けることができる。

次に、厳島神社の社殿や堂宇に「棟札を打つ」のに、毛利元就があえて「末世」だからと断りを述べた点に、改めて注目したい。この言葉の裏に、一種のタブーを乗り越えようとする、元就の強い意向を読み取ることができる。では、厳島神社の社殿や堂宇に「棟札を打つ」ことに、タブーを乗り越えさせる、どのような魅力が秘められていたのだろうか。

「棟札を打つ」という所作は、「棟札」と「打つ」の二つの要素に分けて考えることができる。この二つの言葉をキーワードとして、それぞれの裏に秘められた魅力、その意味合を探ることにする。

(2) 「棟札に名前を載せる」こと

「棟札を打つ」という場合、檀那などの名前を「棟札」に載せて、これを棟木に「打つ」ことを意味した。ここでは、「棟札」というキーワードに注目したい。この言葉は、「棟札に名前を載せる」と言い換えることができる。そこで、厳

島弥山の求聞持堂に棟札を打つのに、毛利家の当主輝元だけでなく、自分の名前をも書き入れることを願った、吉川元春のことをいま一度想起していただきたい。元春は求聞持堂の「棟札に名前を載せる」ことを強く望んだ。元春だけでなく、彼の父毛利元就にも、その強い志向性が見られた。回廊棟札のことを考慮に入れると、その裾野はさらに広がるだろう。以上は、厳島神社の場合であるが、このような志向性は、後述するように、他の社寺においても、広く確認できる。それでは、「棟札に名前を載せる」ことに、彼らは何を期待したのであるうか。また、そのような志向性は、いつ頃から現れたのであろうか。まずは、棟札の歴史を辿ること、これらの疑問を解く手掛を見いだすことにする。

先学の指摘によれば、室町時代を境として、棟札は記念碑的なものから祈禱的なものに変わったとされる。⁽¹¹⁾これ以降の棟札には、祈願文や呪句が書き込まれるようになったからである。だが、戦国時代でも、祈禱文言のない棟札を確認できる。例えば、さきに検討した厳島神社の回廊棟札なども、その一例である。では、祈禱文言の有無によって、棟札の性格を祈禱的なもの、あるいは記念碑的なものと、二律背反的に弁別できるのだろうか。これは、棟札に書き込まれた、檀那や願主などの「名前」を、いかに評価するかの問題でもある。

今日まで残された棟札のうち、保安三年（一二二二）四月十四日付けの平泉中尊寺某仏堂棟札が最も古いものとされる。⁽¹²⁾

この棟札には、造立の年月日とともに、大工・小工名、檀那名、大行事名などが記されていた。これらの記述は、私たちの目から見れば、記念碑的なものと映る。その二年後に成った同寺金色堂の棟木銘でも、「大檀散位藤原清衡」の他に、「女檀」⁽¹³⁾として彼の母もしくは妻と考えられる安部・清原・平氏らの名前が確認できた。最近の赤外線カメラを用いた調査によると、保安三年の某仏堂の棟札銘にも、藤原清衡とともに、その妻「平氏」らの名前が書き上げられていることが判明した。⁽¹⁴⁾ところが、管見の限り、中世の棟札では、女性の名前はあまり見掛けない。いわんや、檀那の母や妻を「女檀」として書き入れたものは稀である。⁽¹⁴⁾その意味でも、中尊寺の某仏堂や金色堂の棟札・棟木銘は貴重である。もしこれらの

棟札・棟木銘が記念碑的な意味合しか持たないとすれば、大檀那藤原清衡の名前の外に、母や妻の名前まで書くことは不要であったと思われる。仏堂の棟札や棟木に、藤原清衡が彼女らの名前をあえて載せたのは、そのことによって、仏の加護が期待できたからと推測せざるをえない。

だが、このように述べる、棟木や棟札に名前を記すことで、どうして仏の加護が期待できるのかということが新しく問題となる。そこで、想起されるのが、仏像の胎内に籠められた銘文との関連である。平安時代以降に造立された数多くの仏像から、胎内墨書銘や胎内文書、あるいは銘札が発見されている⁽¹⁵⁾。これらは、仏像が造立もしくは修復されたときに認められ、あるいは籠められたものであり、当初から人目に触れることを予想したものではなかった。棟木や棟札の銘文の場合も、これと同様に考えることができる。平泉中尊寺金堂の棟木銘など、昭和三十七年（一九六二）の解体修理まで八〇〇年余の間、人目に触れたことはない。取り外しができない棟木銘の場合は、棟札に比べて、特にその傾向性が強かったといえる。修造や上葺のときに、古い棟札を外し、新しい棟札を打ったが、古い棟札は捨てられることなく、内陣などに籠めて保管されてきた。取り外し可能な棟札の場合さえ、人目に触れることはほとんどなかったのである。仏像胎内の銘文などと棟木銘・棟札とはこの点で共通する。では、仏像の胎内に銘文を籠めることによって、何が期待できたのであろうか。それは、仏の加護、諸願成就である。仏の加護が得られると考えられたのは、仏の胎内に名前を籠めることによって、仏との変わることのない結縁が望めたからである。なぜなら、少なくとも中世では、名前にその人の人格が宿ると考えられていたから⁽¹⁶⁾。なお、胎内銘などの中には、名前を載せた人々と仏との「結縁」を明言したものが少なくない⁽¹⁷⁾。以上の文脈で考えれば、中尊寺の仏堂の棟木や棟札に、藤原清衡が母や妻の名前を認めたのは、彼女らを自らが建立した仏堂の主、つまり仏と結縁させ、その加護を得させるためであったといえる。

かくして、「結縁」の思想を念頭に置けば、棟札に祈禱文言がない場合でも、それを記念碑的とのみ断定するのは早計

といえる。また、棟札の銘文を認めるのに、当初から「記念碑的」という発想があったかどうか疑問である。記念碑というのは、あくまでも後代の私たちがそう考えたからに過ぎないのではなからうか。

仏堂の棟木や棟札に「名前」を載せるのは、その「館」の主である仏と交流し、また縁を結ぶことを意味したと考えられる。社殿の場合においても、「館」の主が神に代わっただけで、同じことであろう。その結果として、社殿の棟木や棟札に名前を記した場合にも、神の加護が期待できたわけである。人目に触れることがない棟木銘や棟札は、人と神仏の間を取り持ち、結縁させる媒体であったといえる。

しかも、平泉中尊寺の棟木銘や棟札を想起すれば、それに名前を載せることによって、神仏の冥加を得ようとする志向性は、随分早い段階から確認できることになる。

それでは、いま一つのキーワードである、「打つ」という所作には、どのような意味があるのだろうか。

(3) 棟木に「打つ」こと

「棟札を打つ」とは、言うまでもなく、「棟木」に棟札を打つことである。では、なぜ「棟木」に打つのであろうか、真実にしてこの疑問に触れたものを知らない。そこで、まず初めに、「棟木」の意味について簡単に述べることにする。社殿や仏堂などを造立する場合、上棟式は建物の骨格が成った証となる大きな祭である。その日には、各地から多くの人々が群集し、撒かれた銭や餅を拾ったという。この祭は、棟木を上げたあと、その形を真似て執り行われたもので、大工らは威儀を正して、建物が千年も万年も続くように祈念したものとされる。⁽¹⁸⁾

さて、上棟式のおりに、平安時代末期から、棟木の東西に弓矢を設けたことが知られる。しかも、その後、この弓を南北に向き合わせて棟木に打ち付けたという(写真2参照)。これは、弓矢には、邪気・悪霊を払う力があると考えられていたからである。また、棟木に銭を打ち付けたり、桃の種を埋め込んだりするものも、辟邪摧邪のためであるという。⁽¹⁹⁾後代



写真2 上棟式の図（「真如堂縁起」巻下） 奈良国立博物館『社寺縁起絵』より
この絵図を見ると、上棟式の盛大な様子がいきいきと伝わってくる。参列者は誰もが正装しており、屋上に設けられた祭壇では神事が行われている。また棟木の左右には、羽魔弓羽魔矢が立てられているのが分かる。なお、出典の「真如堂縁起」は、大永4年（1524）に作られたものである。

になると、「悪霊除け」のため、鼻緒を切った藁草履を棟木に打ち付けることがあったという。⁽²⁰⁾ いずれの場合も、邪気・悪霊を払い、社殿や仏堂などが永く続くようにとの配慮が、棟木に施されていたことが分かる。これは、建物の安寧を祈るのに、棟木は最も相応しい場所と考えられていたからであろう。社殿や仏堂であれ、一般の建物であれ、棟木に「マジナイ」を掛けることによって、その建物の末永い安寧が期待できるとされたのである。

繰り返すまでもないが、その棟木に、銘文を認め、あるいは棟札を打つという習俗が続いてきた。だが、同じく棟木という言葉を使うにしろ、建物の安寧のために「マジナイ」を施した棟木とここでいう棟木とは、その意味するところがやや異なることに注意しなければならぬ。前者の棟木は、建物のシンボリックな意味合を持った。

ところが、後者の棟木の場合は、その建物の持ち主である、神や仏などを念頭に置いたものということになる。棟木銘であれ、棟札であれ、建物の中心に位置する棟木を用いることで、それに書かれたメッセージを、建物の持ち主である神や仏に届けようとしたものと考えられる。

ただし、棟木銘とは異なり、棟札の場合は、いま一つ別の手続き

が必要となる。棟札を棟木に「打つ」という所作である。棟札を「打つ」習俗は、少なくともこの、今日まで続いている。では、この「打つ」という所作が、なぜ採られたのだろうか。建物の安寧を願って、棟木に「マジナイ」を掛けたことを想起していただきたい。「打つ」あるいは「籠める」という所作によって、「マジナイ」の道具は棟木と一体になり、建物の邪気や悪霊を払うことができたものと考えられる。この仮説が認められるならば、「打つ」という所作は、棟札を棟木と一体化する手段であったといえよう。田中稔氏によると、奈良の唐招提寺では、戦国時代に、寄進状などの文書を入れた箱を、舍利殿に打ち付けることがあったという。⁽²¹⁾これもまた、文書箱を舍利殿と一体化することで、その靈驗を末永く得ようとしたものと考えられる。このように述べると、あまりにも自明なことを、どうして執拗に言葉を重ねるのか、不思議に思われる向きがあるかもしれない。だが、江戸時代中期頃になると、くぎ穴のない棟札がかなり多くなる。つまり、棟札を打たなくなったのである。

では、棟札を「打つ」のが、棟木と一体化するためとすれば、なぜそのような面倒な手立てが採られたのであろうか。棟木銘とは違う、棟札独自の意味を改めて考えてみなければならぬ。

(4) 祈禱札としての棟札の成熟

これまでは、棟木銘と棟札をないまぜにして、議論を進めてきた。ところが、棟木銘は南北朝時代を境に少なくなり、室町時代末期に消滅したという先学の指摘がある。福山敏男氏によると、棟木銘が消滅したのは、棟札よりも利便性に欠けたからという。⁽²²⁾氏のこの議論は建物の造営過程に注目したものであった。次は、棟札それぞれの内容に即して、棟木銘と棟札の違い、棟木銘が消滅した理由をいま一度検討する。

安芸・備後両国に残された棟札のうち、最も古いものは福山鞆沼名前神社の牛頭天王社神興造宮棟札で、⁽²³⁾嘉元四年（一三〇六）五月十二日の日付を持つ。この棟札には、「大願主」という文言はあるが、祈禱文言に類したものはない。次い

で古いのが、竹原光海神社蔵の正和五年（一二一六）十一月十八日付けの、八幡宮社殿造立棟札である。⁽²⁴⁾ この棟札には、「右意趣者」として、吉名村の自家・地頭代官や公文の「御息災延命増長福寿」を祈る旨が書かれている。吉田清神社の正中二年（一二三五）七月三日付けの、祇園崇道社社殿造立棟札にも、「右意趣者」という言葉に続けて、「上御本家信心施主」と記している。このように、地方においても、棟札は早くから祈禱札的な色合を持っていたことが知られる。室町時代初期頃には、「檀那」や「願主」という言葉も広く用いられるようになった。しかも、あとで述べるように、この頃になると、銘文に祈禱文言が付加されただけでなく、その内容も豊かになり、登場人物も増えてきた。その結果、書き換えなどの利便性もあり、棟木銘よりも棟札が多く用いられるようになった、としても不思議ではない。

しかし、留意すべきは、その前提として、棟札の祈禱札としての認識の高まりが見られたことである。これは、次の二つの事実によって確認できる。

第一は、「棟札を打つ」時期であるが、社殿の場合、室町時代に入ると、遷宮の年月日を明記したもの、あるいは遷宮導師の名前を書き入れたものが現れる。⁽²⁵⁾ これは、社殿の造営が完成し、遷宮したあとで、棟札が打たれたことを意味する。そのため、棟札には、社殿の造営から遷宮にまで関わった、多くの人々の思いを盛ることができたはずである。厳島神社の元龜二年（一五七二）十二月二十七日付けの社殿造立棟札は、毛利輝元の申入れに従って、遷宮を執行した吉田兼右の手で作られ、翌年正月十三日に打たれたことが知られる。⁽²⁶⁾ このように、遷宮を終えて棟札を打つことが次第に儀式化したわけで、棟札も改まったものにならざるをえないように思う。だから、棟札の祈禱札としての認識が高まるほど、棟木銘が用いられなくなるのも自然の勢いであろう。

第二は、棟木銘や棟札などによって、神仏の加護を得ようとする志向性が高まったことである。安芸・備後両国の場合は、さきに述べたように、鎌倉時代末期からその志向性が見られた。元応三年（一三三二）に建立された明王院（元常福

寺) 本堂の内陣大梁から、「紀貞経代々二世悉地成就」との墨書が三カ所発見されたが、これもその志向性を示すものといえよう。竹原光海神社の応永三年(一二三九)十一月十九日付けの厳島神社殿造立棟札では、祈禱文言に続けて「各各勸進衆敬白」と記し、神に恭しく申し上げる表現を用いるようになった。「敬白」という表現は、吉田清神社の明応三年(一二三九)十二月吉日付けの祇園崇道社殿造立棟札でも見だせる。しかも、室町時代後期になると、棟札の祈禱文言が次第に定式化し整うことになった。また、倉橋八剣神社の文明十二年(一四八〇)六月二日付けの社殿再興棟札のように、神に「後生善処」までも祈るものが現れた。棟札の祈禱札としての性格が次第に強まったことが分かる。

そのうえ、戦国時代に入ると、当地においても、棟札に「封」を加えたものが現れ、その数が急速に増加していった。⁽²⁷⁾

「封」を加えるとは、何かがあるものに封し込めて、動かないようにする手立、つまり「マジナイ」である。したがって、棟札に「封」を加えるのは、それに書き入れた文面(内容)が抜け落ちることなく、いつまでも留まるようにするための手立といえる。棟札に「封」を加えてまで、それに書かれた文面(内容)が永く残ることを願ったわけである。また、吉川元長や北条氏政のような、戦国大名が棟札の書き様に直接介入した例があることも注目される。⁽²⁸⁾戦国大名もまた、棟札の内容に深い関心を寄せるようになったのである。棟札は、形式だけではなく、内容においても、祈禱札としての体裁を整えることになった。これは、祈禱札としての、棟札の成熟を意味するものと考えられる。室町時代末期に、棟木銘が消滅したのも、このことと密接な関係があると思う。

ところで、戦国時代には、幕などの小品を神社に寄進した場合すら、棟札に類した墨書銘を作り、それを奉納したことが確認できる。⁽²⁹⁾千代田川井八幡宮でも、永禄十一年(二五六八)十一月に「井垣」が建立されたとき、新たに棟札を作ったことが知られる。⁽³⁰⁾いずれの場合も、祈禱札としての、棟札の評価が高まったことの表れである。

かくして、中世の棟札の基本的性格として、次のような特色が確認できる。

i 戦国時代になると、棟札の祈禱札としての価値が非常に高まり、これまで憚られた厳島神社の社殿や堂宇にまでも、祈念のために、棟札が打たれるようになった。

ii 「結縁」の思想を念頭に置けば、棟木銘や棟札は、人と神仏の間を取り持ち、結縁させる媒体であったといえる。

iii 棟木銘であれ、棟札であれ、建物の中心に位置する棟木を用いることで、それに書かれたメッセージを、その持ち主である神や仏に届けることができると考えられた。

iv 棟札を「打つ」という所作は、棟札を棟木と一体化する手段と理解されていたから、棟札の祈禱札としての意識が高まるにつれて、棟木銘は次第に用いられなくなった。

v 戦国時代に近づくにつれて、棟札は形式・内容両面において祈禱札としての装いを調えた。これは、棟札の祈禱札としての成熟を意味するとともに、棟札銘が消滅する要因ともなった。

以上、中世の棟札の基本的な性格について、見通しを述べた。次は、棟札の内容の変化について検討し、それがいかなる理由によるかを明らかにしたい。

註

(1) 水藤真氏の調査によると、美濃国でも、安芸・備後両国の

場合と同じく、戦国時代に入ると、棟札の数が急速に増えた

ことが分かる(「金石文」、『講座日本荘園史― 荘園入

門』、一九八九年)。このような傾向性は、戦国の乱世において武士の神社信仰が隆盛になるとともに、全国的に見られ

たものと考えられる。

(2) この文書は、なぜか伊勢御師村山氏に宛てた安芸国などの檀

那の書簡集『贈村山家返章』(『広島県史 古代中世資料編V』

所収、一九八〇年)の中に残されている。

(3) 秋山伸隆「戦国大名毛利氏の支配構造」(『史学研究』一六

七号、一九八六年)参照。

(4) 大願寺手代二宮徳右衛門の手になる文政二年(一八一九)二

月吉日付けの『諸社堂島居惣棟札控』（大願寺蔵）参照。

- (5) 大願寺文書三一八号（『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』所収、一九七八年）。以下の大願寺文書の番号は、この資料集に収載されたものによる。

- (6) この棟札は岐島神社の宝蔵に納められている。その裏に、檜皮工三名の名前が見える。

- (7) 大願寺文書一一九号。

- (8) 岐島野坂文書五一四号（『広島県史 古代中世資料編Ⅱ』所収、一九七六年）。以下の岐島野坂文書の番号は、この資料集に収載されたものによる。

- (9) この棟札も岐島神社の宝蔵に納められており、原物を調査すると、その裏面は天正十六年（一五八八）の宝蔵再興棟札として再利用されていることが分かる。裏面の方が摩滅が激しいから、長らく風にさらされていたものと推測される。なお、天正十六年の宝蔵再興の顚末が、棟札とは別に東の大梁の東面に書き上げられており、その末尾には「番匠衆次第」として三二名の番匠の名前が見える（『岐島神社国宝並びに重要文化財建造物昭和修理総合報告書』、一九五八年）。この顚末（墨書銘）の性格は、棟札の在り方を考えるうえでも興味深い。

- (10) その一例を挙げれば、五重塔初重の柱に、彩色の檀那として、

中世の棟札の特質について

「廿日市山田治部女房」などの女性名が十数か所見られる（前掲の『岐島神社国宝並びに重要文化財建造物昭和修理総合報告書』参照）。

- (11) 前掲の沼田頼輔「棟札の沿革」他参照。

- (12) 福山敏男「中尊寺棟札」（『日本建築史研究』続編、一九七一年）、同「棟札考」（『月刊文化財』昭和四八年二月号）参照。

- (13) 『福井新聞』平成四年八月二十日号参照。なお、女檀として書き上げられた三名の女性の立場については、高橋富雄『奥州藤原氏四代』（一九五八年刊）を参照。

- (14) 吉田清神社の天文二年（一五三三）六月吉日付けの祇園社社殿造立棟札では、毛利元就の夫人を「女大施主」と認めているが、このような例は稀である（『広島県史 古代中世資料編Ⅳ』所収、一九七八年）。

- (15) 久野 健編『造像銘記集成』（一九八五年刊）に収載された銘文を参照。

- (16) 瀬田勝哉「神判と検断」（『日本の社会史』第五巻、一九八七年）他参照。

- (17) 久野 健編『造像銘記集成』（一九八五年刊）七四・七五号他参照。なお、奈良法隆寺の寛喜二年（一一三〇）五月二十三

中世の棟札の特質について

日付けの東院夢殿棟札にも、「結縁衆」として八五名の名前が書き上げられていた（伊藤延男編『古建築銘文集』（二）、『校刊美術史料』第八八輯、一九五七年）。

- (18) 吉野正治「建前・棟上げ」（『民家をつくった大工たち』、一九八六年所収）参照。『公文庫』（一九八九年復刻）の「むねあげ」の項をも併せて参照。

- (19) 水野政好「屋敷と家屋のまじないに」（『草戸千軒』八八号、一九八〇年）参照。

- (20) 註(18)の吉野正治「建前・棟上げ」に同じ。

- (21) 田中 稔「唐招提寺舍利殿奉納文書について」（『仏教芸術』六四号、一九六九年）参照。

- (22) 前掲の福山敏男「棟札考」参照。

- (23) これらの棟札は、『広島県史 古代中世資料編Ⅳ』（一九七八年刊）の付録に翻刻されている。これ以降の議論で引用する棟札は、断らない限り、この付録に収載されているものを用いることにする。棟札の所蔵者名などは、註(14)の吉田清神社のように、現在の市町村名と社寺名を連記して表した。

- (24) 竹原光海神社最古の棟札は、註(23)の『広島県史 古代中世資料編Ⅳ』の付録では年不明になっているが、同社蔵の棟札写によると、正和五年のものであることが判明する。

- (25) 安芸・備後両国の社殿の棟札で、最初に「遷宮」後の打ち付

けが確認できるものは、応永三十五年（一二二八）の木江御串山八幡宮造立棟札である。この造立棟札は岸田裕之「大崎上島と小早川氏一族」（『内海文化研究紀要』九号、一九八一年）に翻刻されている。

- (26) この棟札は厳島神社の宝蔵に納められている。前掲の『厳島神社国宝並びに重要文化財建造物昭和修理総合報告書』によると、裏面に祈願文があるとされるが、現在には全く読めない。なお、元龜三年（一二七二）正月二十四日付けの毛利輝元書状（厳島野坂文書四九七号）も併せて参照。

- (27) 安芸・備後両国の棟札の中で、福山沼名前神社の永正十四年（一一一七）六月六日付けの祇園社神興再興棟札が、封を加えたものとしては最も古く、これ以降類例は急速に多くなる。

- (28) 吉川元長は天正十三年（一五八五）六月十三日付けの自筆書状（吉川家文書別集七七号）の中で、「両棟札近比可然候く、愚存少加筆候」と述べている。北条氏政の場合については、「怪元僧都記」（『群書類従』第二十五輯）を参照。

- (29) 東広島福岡八幡宮では、天正八年（一五八〇）九月吉日付けで幕建立の棟札が作られた（秋山伸隆「平賀共昌集録『旧記』について」、『広島県史研究』六号、一九八一年）。

- (30) 『千代田町史 古代中世資料編』三二二号、一九八七年。以下に引用するものは、この資料集の番号に従う。

二 中世の棟札銘の変化とその理由

中世の安芸・備後両国においては、仏堂の棟札が極めて少ないため、ここでは、時間的にも地域的にも、広範な広がりを持つ、社殿の棟札を主に取り上げることにした。

吉田清神社蔵の棟札の場合、鎌倉時代末期から江戸時代前期までの棟札が、連続して一七枚も残されており、その性格の変化を探索うえて好都合であり、棟札の時期区分を考えるための指標にもなりえるであろう。また、同社はかなり早い段階から、のちに戦国大名となる毛利氏との関係が確認でき、その意味でも貴重である。ゆえに、これら一七枚の棟札を主な検討の素材として、分析を進めることにする。

ところで、社殿などの造立・修造に関わった人々にとって、棟札が一種の祈禱札であったとすれば、その銘文を検討するのに、次のような指標が設定できると思う。

α 在地領主が、棟札の中で、いつ頃からどのような位置を占め、またその性格にいかなる変化が見られるか。

β 「作事奉行」が出現し、権力者による組織的な造営が窺えるのはいつ頃か。

γ 棟札銘の中で、百姓の位置付けがどう変わるのか。

祈禱札としての、棟札の性格変化を考えるとき、とりわけ重要な指標となるのが、在地領主との直接的な関わりが知られる、「作事奉行」の出現であろう。安芸・備後両国の棟札に目を向けると、「作事奉行」の初見は、吉田清神社の明応三年（一四九四）十二月吉日付けの祇園崇道社社殿造立棟札である。在地領主が社殿の造営に密接な関わりを持つようになるのも、この頃、つまり十五世紀末以降ではなからうか。以上の見通しを踏まえ、さきの三つの指標について検討を加えることにする。

(1) 棟札銘の中の在地領主と百姓

吉田清神社の棟札のうちで、最初に在地領主毛利氏が確認できるものは、応永七年（一四〇〇）六月十日付けの祇園崇道神社殿修造棟札である。参考までに、この棟札の祈禱文言を掲げると、次のようになる。

右志趣者、為上御本家、殊者御旦那大江満房并源久、四處之沙汰人百姓等、満民快樂、無病平安如件、

まず「上御本家」であるが、これは吉田荘の本家、実質的には領家祇園社を指すと考えられる。この言葉は、すでに正中二年（一三三五）の同社の棟札にも見られた。清神社は当時吉田荘の鎮守社としての装いを持っていたから、領家の安寧を祈るのは当然であろう。そこで、第一に注目されるのは、「御旦那大江満房」の名前が登場したことである。この人物は、応永の安芸国人一揆の主導者毛利光房と同一人であろう。⁽²⁾彼は毛利氏の惣領であり、吉田荘地頭でもあった。在地領主である毛利氏の惣領が、棟札の中心に位置を占めるようになったわけである。

ただ、一つ注意すべきは、檀那の名前が光房ではなく、「満房」と記されていることである。毛利光房自身が、この棟札奉納に直接関わっていたならば、自分の名前を書き誤ることはないであろう。だが、このように考えると、「御旦那」という尊称まで付して、棟札の中に彼の名前を大きく認めたのはなぜか、誰がこのような手法を選んだのかということが改めて問題になる。まず、「誰が」ということであれば、それは光房と並記された、「源久」しかないと思う。同社の造営に、彼が大きな役割を果たしたものと推測される。しかし、それにもかかわらず、光房の名前が第一に書き上げられた。その理由は「なぜ」といえば、毛利氏が吉田荘で支配的な地位を占めるようになったからであろう。

いま一つ注目されるのは、「四處之沙汰人」と「百姓等」が、祈禱の対象になっていることである。「四處」とは、吉田荘を構成する吉田・麻原・豊島・竹原の四か郷を指すものと思う。この四か郷の沙汰人と百姓らもまた、「満民快樂、無病平安」であるように、願が掛けられたのである。彼らが力を合わせて、社殿の修造を支えたためであろう。

各郷の沙汰人らは、次に掲げる応永三年（一二三九）十一月十九日付けの竹原光海神社の厳島社社殿造立棟札の祈禱文
言でも確認できる。

右志趣者、天長地久、御願円満、国土安穩、^殊珠者当村平安、諸人決案、無病延命、福寿増長、殊取別当村領家地頭公文沙汰、息災延命故為也、

つまり、「公文沙汰」がそれに当たる。同社の正慶二年（一二三三）二月十一日付けの棟札では、「領家地頭 公文沙汰人」と表されていた。この表現は、「公文沙汰人」の主導の下に、領家方・地頭方の百姓らが寄り合って、社殿の造営・修造を行ったことを示す。吉田清神社の場合も、これと同様に考えることができる。「領家地頭」の文言は、所の領主に對して敬意を示したものと理解できよう。

だが、吉田清神社においては、上記のように、地頭（在地領主）の名前が棟札に書き入れられるようになった。私は、その一つの理由を、毛利氏の地位の高まりに求めた。儀礼的であろうと、毛利光房の名前が棟札に取り上げられて以降、同じような事例が次第に、しかも確実に増えていったのである。木江御串山八幡神社の応永三十三年（一二四二）の棟札では、「大願主高橋左京助大宅光重」と認め、その上に「当地頭殿土倉殿冬平」と書き加えていた。^③豊字津神社の文明八年（一二七六）の棟札写でも、「願主小早川佐利」とあるにも関わらず、その上に「大守小早川朝臣繼忠公御武運長久」と記してある。^④また、倉橋八剣大明神の文明十二年（一二四〇）の棟札でも、「当領主平朝臣弘重・貞光」を挙げ、ついで「檀那平朝臣民部丞実時」の名前を挙げ、さらに「願主藤原右衛門尉光守」と記している。大宅光重・小早川佐利・藤原光守のいずれもが、自ら中心となって造営・修造した社殿の棟札に、彼らの主人筋に当たる人物の名前を書き入れていることが分かる。このような手法がなぜ採られたのかといえ、次のような理由が考えられる。第一は、多くの人々が神への祈禱札としての棟札の効用を認め、その価値が非常に高まったためといえる。それで、自分の名前だけでなく、主人

の名前をも棟札に載せざるをえなかった。また、彼ら小領主と上級領主との関係が、従前に増して緊密になっていったことも、その大きな要因と考えられる。むろん、その前提として、忘れてならないのは、彼らもまた、単なる「公文沙汰人」から一步上昇したため、棟札にその名前を書き入れることができるようになったという現実である。

ところが、以上の三例とは異なり、実質的な檀那・願主とその上級領主の名前を、それぞれ別に仕立てた棟札に書き入れることもあった。甲山地頭八幡神社の、永享十二年（一四五〇）八月十三日付けの二枚の棟札が、その一例である。一枚は「大願主沙弥西賢」が奉納したもので、祈禱文言には次のようにある。「橋家宗家地主貞光法名西賢」は、私力だけで力が及ばないため、諸方に勧進して、社壇を建立した。だから、「現世安穩、後生善処、人民快樂、子孫繁昌、心中所願、皆令満足」ことを願うという。実は、この八幡宮の社殿は、下地中分された海裏荘の地頭方に建立されたもので、「大願主沙弥西賢」は古くから当所に勢力を張っている橋氏の惣領であった。このことを確認して、いま一枚の棟札をみることにしよう。不思議なことに、守護領となった海裏荘の又代官高橋泰光が願主の位置を占め、「御子孫繁栄、心中所願、皆令満足」と祈った。後代の当社の棟札によると、高橋泰光が願主になったのは、郡主の命令によるという。この言い伝えが正しければ、郡主は、海裏荘の支配者高橋泰光こそが、鎮守社である八幡宮造営の願主となるべきと考えていたことになる。つまり、所の領主が、棟札の主人公であるべきだという考えである。むろん、西賢の奉納した棟札も残っており、彼の立場が全く否定されたわけではないが。

なお、戦国時代に入ると、棟札を認める場合に、この郡主のような考え方が、ますます前面に出ることになった。これは、一つには、いままで棟札の主人公であった、小領主の名前がそれから次第に消えていく道筋でもあった。いま一つは、棟札の中に、実質的な檀那もしくは願主をそのまま残す代わりに、地域の支配者を「大檀那」として位置付ける手法も生まれた。しかも、祈禱文言は、その「大檀那」を祈念する言葉が中心的なものになっていった。

棟札の銘文において、このような傾向性が広く認められるとすれば、言わずもがなであるが、百姓や村落の生活の安寧を祈念する言葉は、祈禱文言から次第に消えていく趨勢であった。

しかし、千代田川西八幡宮の弘治三年（一五五七）九月吉日付けの社殿造営棟札の場合、本願が「平左衛門」で、百姓身分であったためか、祈禱文言の中に「庄民快楽、五穀成熟」という言葉が見られるのは注目すべきである。また、在地の小領主と考えられる、「千寿丸」が作事奉行を務めた、同川井八幡宮の永禄三年（一五六〇）六月吉日付けの社殿再建棟札でも、その裏に「重乞当所豊饒、風雨順時、五穀成就」などと認められていた。この祈禱文言から、村落に生活する百姓らも、棟札に深い関心を持っていたことが知られる。その結果、棟札の書き振りの、彼らの要望に沿う形に変わったものと推測される。

(2) 棟札における作事奉行登場の意味

安芸・備後両国の棟札のうちで、作事奉行と考えられる人物が最初に見いだされるのは、吉田清神社の明応三年（一四九四）十二月吉日付けの祇園崇道社社殿造立棟札である。まず確認しておきたいのは、この棟札が社殿の造立の棟札であった点である。棟札の表の「造工」という表現だけでなく、その裏には、社殿の工事の始まりから、棟上、遷宮に至るまでの日付が書かれている。したがって、この棟札が棟木に打たれたのは、遷宮のあとということが分かる。

実は、この棟札の裏には、さきに見た社殿造営の日付の他に、大工・神主の名前、それに「奉行井上有次」という記述が見られた。この「奉行井上有次」を、私は作事奉行ではないかと考える。なぜなら、その六年後の同社の上葺棟札に、大工・神主とともに「作事奉行」の名称がある。明応三年の棟札の裏にある「奉行」も、これと同じように考えてよいだろう。では、この作事奉行は、誰が命じたものであろうか。そのことを確定するため、二枚の棟札の祈禱文言に注目しよう。明応三年の棟札には、「奉為金輪聖王、天地地久、社頭安穩、当所豊育」という常套句の他に、「殊者大檀越大江弘

元当生戊子歳、息災延命、武運長久、一門威勢、御子孫繁昌、諸人快樂、所願成就、如意吉祥」と書かれていたのである。時の毛利氏の惣領弘元が、この棟札の主人公であり、さらにその一門の繁栄が謳われているのが分かる。また、六年後に成った明応九年四月二十九日付けの同社拜殿葺替棟札にも、「右大願主大江弘元、息災延命、一門繁昌心中所求、成就満足、如斯」と記されている。これは上葺棟札で、その記述は簡略化されているが、意味するところは同じであろう。明応年間の吉田清神社の社殿の造営や上葺には、毛利弘元やその一門のこのような思いが込められていたのである。したがって、祈禱文言の中に、弘元が「大檀越」・「大願主」と称されたのは、単なる修辭ではなく、実質的な意味合を持っていると考えられる。同社はすでに、毛利氏の氏神といえる存在になっていたから、明応年間の棟札に見える「奉行」や「作事奉行」も、弘元の指示によって任命された役職と考えて間違いなからう。

したがって、棟札の中に、作事奉行が登場したのは、毛利氏などの有力国人が社殿の修造に直接関わるようになったのが大きな要因と推測できる。だが、どのような場合に、いかなる人物が「作事奉行」と呼ばれたのか、いまだ検討が必要であろう。なぜなら、この言葉が用いられるようになると、従前から同じような立場にあった人物を、新たに「作事奉行」と呼ぶようになった可能性も想定できるからである。例えば、吉田清神社の場合、明応年間以降のどの棟札にも、「奉行」・「作事奉行」という言葉が見えるが、永正七年（一五二〇）六月二十七日付けの感神院社殿葺替棟札のみは多少異質と考えられる。祈禱文言は「信心大檀那大江朝臣興元、身心堅固、一門繁昌」と書き出すが、このあと「特当村安穩、諸人快樂」と記している。さきに触れたように、同時期の棟札からは、百姓や村落の安寧を祈る言葉がほとんど消えかかっていた。それにも関わらず、この葺替棟札では村落の安寧を第一に謳っていた。これは、永正七年の社殿葺替が、同社を鎮守と崇める近隣の百姓らによって主として担われたからではないだろうか。このときに「作事奉行」となったのは、神主の一族と考えられる「源元家」であった。だから、一口に「作事奉行」といっても、大檀那の地位や社殿などとの関わり

り方によって、その性格は必ずしも一様ではなかったといえよう。しかし、この言葉が広く使われたのは、社殿の造営・修造・上葺などの工事が、その指揮のもとに、組織的に行われるようになったことの証といえる。とりわけ、在地の有力者が「作事奉行」を決め、その工事を円滑に進めるようになったからであろう。

では、作事奉行が棟札に書き入れられて以後、その銘文はどのように変化したのであるか。ただ、注意すべきは、誰の力で社殿が造営されたかによって、祈禱文言にも必ずから違いが見られたことである。そのため、在地領主（戦国大名）の氏神の棟札と、それ以外のものを分けて考えることが必要になる。

まず戦国大名毛利氏の氏神である、吉田清神社の場合であるが、大永二年（一五三二）八月十日付けの社殿造立棟札以降は、祈禱文言の中に百姓の安寧や村落の豊饒を祈る言葉はほとんど見いだせなくなった。その一方で、この棟札には、従来の棟札に見られなかった、「城内富貴、幸祐自在」という言葉が書き込まれていた。いま一つ注目されるのは、作事奉行の名前が二人書き上げられたことである。このことから、社殿造営に当たって、毛利氏がいかに肩入れしているかが分かる。大永二年の造立棟札が、毛利氏一族の安寧を祈る祈禱札になるのは当然であろう。しかも、この棟札で初めて、本地仏などを意味する、種字が記入されるようになった。棟札に仏教的な要素が加味され、神だけでなく仏の加護をも得ようというのである。そのうえ、天文十七（一五四八）十一月十八日付けの社殿造立棟札からは、棟札に封まで加えるようになった。祈禱札としての、棟札の化粧が次第に厚くなっていったことが分かる。

なお、永禄十一年（一五六八）二月十六日付けの、同社の社殿造立棟札は、戦国大名毛利氏の支配下における、棟札の一つの完成品といえるように思う。その特色は、社殿の造営に関わった人々の名前が、棟札の上にこれまでより多く書き入れられたことである。この棟札の作事奉行は、毛利氏の重臣国司元相であるが、その両脇に彼を補佐したと考えられる武士の名前が二名ずつ、計四名書かれていた。また、棟札の上に神主や大工の名前も再登場し、小工・鍛冶・祝師の名前

も新たに確認できる。ただ、「護持大檀主」である毛利元就と同輝元については、「家門安寧」という祈念の言葉しか見えなかった。その他の祈禱文言は、まさに常套句である。大朝枝宮八幡神社の天正三年（一五七六）二月二十六日付けの社殿造立棟札でも、その下部に神主から小工に至る九名の名前が書き上げられていた。いずれにしろ、戦国時代末期には、社殿の造営関係者の名前をできるだけ棟札に書き上げようする傾向性が出てきたことが知られる。

この傾向性は、国衆など有力豪族の関わりが薄い神社の場合に、一層顕著に現れたといつてよい。例えば、厳島弥山神護寺御堂の天文一八年（一五四九）七月七日付けの葺替棟札では、その裏に「惣番匠衆」として、七〇数名の名前が記されていた。また、大和和木八幡宮の天正五年（一五七八）九月十三日付けの棟札写では、大檀那・大願主と仰がれた井上春忠の家臣らが、その裏・表に自分や妻子らの名前・生年を書き上げて、さらに寄与の度合をも示していることが知られる。これらは、社殿の造営に関わった人々の、棟札に名前を載せようとする希望を叶えた一例である。

そして、棟札の祈禱札としての価値が高まると、願主などは、それに自分の名前を載せるだけでなく、自分のために祈念したいという希望を持つようになった。つまり、主人を大檀那と位置付けても、実際の造営者が自らを願主として、自分のための祈念を鮮明に記すことである。甲山地頭八幡宮の天正十二年（一五八四）二月上旬吉日付けの八幡宮社殿再興棟札では、大檀那小早川元総の名前はまさに形式的なものであり、祈禱文言は大願主丹下神助の祈念のためのものであった。安芸津祝詞山八幡神社の天正十一年（一五八三）九月三日付けの八幡宮社殿造立棟札でも、主人小早川隆景の生年を記すが、願主藤原某は「当村富貴、□□所領、五穀豊饒、諸人万民快樂、子孫繁昌、吉祥如意」と、造営を支えた村人や自分の子孫のことを祈ったことが知られる。

かくして、室町時代後期から戦国時代にかけて、棟札の祈禱札としての価値が高まると、棟札の文面に次のような特色が確認できる。

i 棟札の祈禱文言の内容は、社殿などの造営主体の在り方と深い関わりを持っており、その関係者の名前をできるだけ棟札に書き上げようとする志向性が強く見られた。

ii 在地領主の支配が強化されると、主人を大檀那と位置付け、実際の造営者は願主となるが多かった。この場合の祈禱文言は、大檀那の祈念を中心とするものと、願主が自らの安寧を祈るものとの二つがあった。

iii 国衆などの在地の有力豪族が、棟札の中心的な位置を占めるようになると、その祈禱文言から、社会的に下位にある百姓や村落の生活の安寧を祈念する言葉は次第に消えていった。

iv 社殿などの造営や修造に、有力豪族が関わらない場合、在地の小領主や百姓らが、棟札の主人公となり、一族や村落の安寧を祈ることもあったが、これは稀である。

つまり、戦国の乱世に入ると、毛利氏など有力豪族が、支配領域内の社殿の棟札を独占するようになり、在地の小領主や百姓らはそれから次第に排除され、神の加護を頼むことができなくなったことが知られる。だが、その一方では、棟札に名前を載せることへの、彼らの強い願望も見え隠れしていることが確認できた。棟札の祈禱札としての価値が高まるにつれて、それに名前を載せることに、誰もが大きな拘りを持つようになったのである。

では、戦国の乱世が終わり、江戸の太平の世になると、棟札の文面にいかなる変化が現れたのであろうか。次に、江戸時代の棟札における、為政者と百姓らの関わり方、さらには棟札に対する歴史意識について検証することにした。

註(一) 吉田清神社の棟札は、連続して一六枚残されている。だ

が、文明十一年(一四七九)の棟札は、康永三年(一三三四

四)の棟札の裏を用いているから、一七枚の棟札が残っていることになる。

中世の棟札の特質について

中世の棟札の特質について

- (2) 応永十一年(一四〇〇) 九月二十三日付けの安芸国諸城主連署契状(毛利家文書二四号) 他参照。

- (3) 前掲の岸田裕之「大崎上島と小早川氏一族」に同じ。

- (4) 『豊田郡誌』(一九三五年刊) 三七七頁参照。

- (5) 『千代田町史 古代中世資料編』二九五号。

- (6) 『千代田町史 古代中世資料編』三〇二号。

- (7) すでに鎌倉時代以前から、社寺などで建物を作ったり、什

物を捨てるのに、プロデューサー的な役割を務めた人物を「奉
行」と呼んできたことが知られる。

- (8) 前掲の文政二年(一八一九)二月吉日付けの『諸社堂島居
惣棟札控』(大願寺蔵) 参照。

- (9) 前掲の『豊田郡誌』二九七、八頁参照。

三 江戸時代の棟札の基本的特徴

毛利輝元は慶長五年(一六〇〇年) 九月の関ヶ原の合戦で敗北して、防長二か国へ移封を命じられた。安芸・備後両国の神社や寺院は、これで庇護者を失い、変化を余儀なくされたのである。新たに入部した福島氏や水野氏は、社領や寺院を根こそぎ没収した。そのため、寺院の中には、無住となって、荒廃・転倒するものも少なくなかった。⁽¹⁾しかし、神社の多くは、氏子の村人たちによって支えられ、以前のようにお祭が続いていた。むろん、神社の場合もまた、檀那や願主が庄屋などの有力農民となり、大きく様変わりしたことも事実である。そこで、神社の棟札における、藩主の表記の仕方に、まず目を向けることにしよう。

(1) 棟札における藩主の位置付け

広島県域でも、江戸時代の棟札に関する調査は、余り進んでいない。そのため、これ以後の議論は、私が調査し、あるいは目にした、幾つかの神社の棟札を中心とせざるをえない。

さて、広島藩領の神社の棟札に注目すると、藩主浅野氏の表れ方は、おおよそ次の三つの場合が想定できる。第一は、

江戸時代を通じて、藩主の名前が棟札の中央に大書されるもの。第二は、藩主の名前は江戸時代の前期から棟札の脇に書かれ、幕末までそれが残るもの。第三は、江戸時代前期に棟札の脇に書かれた藩主の名前が、中期以降になると見えなくなるもの。そこで、棟札の実例に即して、この見通しの当否を検証することにした。

安芸国第一の大社である、厳島神社の社堂や島居の棟札の場合、ほとんどが第一の範疇に属するといつてよい。これは、厳島神社と藩主浅野氏との、有形・無形の密接な結び付きがあったからと推測される⁽²⁾。廿日市速田大明神社の元禄十一年(一六九八)十一月吉祥日付けの社殿再建棟札では、これまでの同社の社殿造立棟札とは違って、棟札の表には本願である大願寺有海の外に大聖院や棚守・祝師など厳島神社の関係者の名前があるに過ぎない。ところが、その裏には、「奉建立表書之御社依焼失当国大守令寄附者也」と記され、厳島奉行後藤祐利の名前が認められていた。このような場合でも、棟札を認めるのに、宮島奉行が深く関与していたことが分かる。だから、棟札の表に、宮島奉行をはじめとする、藩の役人の名前が書き連ねられたものは、少なからずその財政的な援助があったものと考えられる。むしろ、正徳二年(一七一二)五月吉祥日付けの山王社拜殿や大御堂の葺替棟札などのように、藩の役人の名前がほとんど見えないものもある。これは、藩権力の直接的な助成がなかったからであろう。厳島神社においてさえ、藩権力の造立や修造への関わり方が、棟札の銘文に影を落としていたのである。

第二の範疇に入る棟札、つまり棟札の脇に藩主の名前が幕末まで残るものは、それほど多くはない。この種の棟札が残されたのは、やはり各地域の大社に限られる。例えば、比婆郡の西城熊野神社蔵の棟札などがその一例である⁽⁵⁾。ただ、この範疇に入ると考えられる、吉田清神社の寛永六年(一六二九)六月十四日付けの社殿修造棟札の場合、その裏に時の吉田村庄屋二人の名前の外に、「修造勸進本願」として都合二〇人の名前を書き上げている。これは、藩主の許可を受けて社殿の修造が行われたとはいえず、その主体が彼ら二〇名の勸進本願にあったことを示すものであろう。社殿の修造に関わっ

た人々のあいだで、自分の名前を棟札に載せて、神の加護を得たいという強い願望のあったことが確認できる。むしろ、これまで見え隠れしていた、棟札への彼らの熱い思いが、藩権力の社殿の修造への関わり方が後退する中で、前面に出てきたといったほうが正確であろう。

第三の範疇の棟札は、棟札の脇の藩主の名前が、江戸時代中期以降に見えなくなるものであるが、各地の中心的神社の棟札の多くがこの類に入るといってよいだろう。竹原光海神社の棟札の場合、正徳六年（一七一六）四月吉日付けの厳島明神社及び八幡宮の社殿再建棟札までは、藩主の名前の外に、郡代官の名前があり、郡の「頭庄屋」以下の村役人層の名前も書き連ねられていた。ところが、棟札の中央には、「当村安穩、氏子息災延命無病快樂、子孫繁昌、鬼退散、五穀成就、皆令満足祈処」と書かれていた。祈禱文言は、藩主ではなく、村落や氏子の安穩などを祈るものとなっていたのである。藩主や郡代官の名前が棟札に書き入れられても、それは付け足した意味合しかなかったからであろう。しかも、これ以降の同神社の棟札には、藩主や郡代官の名前は全く見られなくなった（写真3参照）。光海神社のような、地域の中心的神社でも、江戸時代中期になると、社殿の造営などに藩権力の関与がほとんどなくなったため、このような変化が生まれたものと思う。

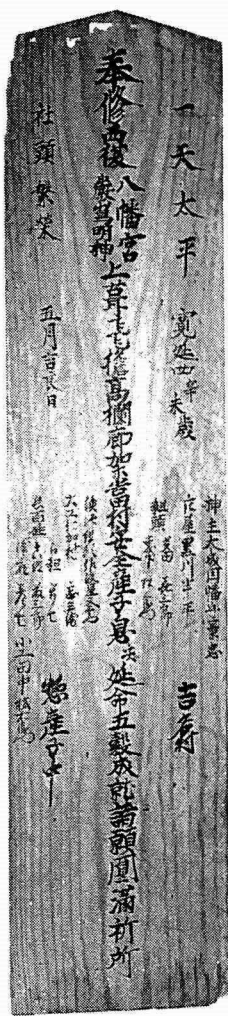


写真3 竹原光海神社
社殿寛延4年修葺葺替
棟札

この棟札でも、名前が書き上げられたのは長百姓までであるが、その下段に「吉名村惣産子中」と大書してあるのが注目される。なお、この棟札にはくぎ穴が認められない。

なお、天領であった甲奴郡上下の法身院（西山寺）蔵の棟札の場合、幕末に至るまで、棟札の中に時の代官の名前が散見するが、社殿などの造営の主体は、ほとんどが庄屋や組頭などの村役人層であった。

以上、広島藩領を中心に、社殿の棟札の三つのタイプを検証した。いずれも、造営や修造などへの関わり方が、棟札に大きな影を落としていることが確認できた。藩主浅野氏や郡の代官の名前が棟札に書き入れられたのは、多くの場合、造営や修造に関わる費用を調達するのに、許可や援助があったためと推測される。だが、江戸時代中期以降になると、地域の神社の造営や修造に、藩権力が直接関わらなくなったので、棟札におけるその位置付けも小さくなり、ついには棟札から彼らの名前が消えることにもなったのである。また、この頃になると、庄屋や組頭などの有力農民が、棟札の中で、以前にも増して大きな位置を占めた。

ところで、江戸時代に入ると、早い段階から、多くの棟札に、村落の安寧と豊かな実りを祈る言葉が書き込まれるようになった。これは、兵農分離によって、地域の鎮守である神社が、再び村人のもとなったためである。むろん、彼らが、社殿の造営や修造を実質的に担ったわけであるから、当然ではあるが。

いま一つ注目すべきは、江戸時代の棟札の中に、偽物の棟札が散見することである。そこで次に、棟札に対する歴史意識の面から、なぜ偽の棟札が作られたのか、その理由を探ることにしたい。

(2) 棟札の保存と歴史意識

江戸時代において、棟札は過去の事実を記した貴重な史料と考えられていたようである。例えば、平賀共昌は延享五年（一七四八）三月から同家の「旧記」を集録するに当たって、それに該当するものとしてまず最初に「先祖奉納之棟札之類」を挙げている。⁽⁹⁾ 事実、「旧記」には、白鳥神社・福岡八幡宮・入野村大明神・田万里八幡宮などの棟札が採録されている。なお、『辛未紀行』の著者も、主君毛利氏の故地を訪ねるため、文化八年（一八一二）閏二月晦日に山口を発ち、

史跡や社寺・墓所などを巡ったおりに、古文書の類の他に、数多くの棟札を書き写した⁽¹⁰⁾。これもまた、棟札が歴史の史料なりえることを承知していたからである。

だが、平賀共昌や『辛未紀行』の著者が、古い棟札を歴史の史料として採録しえたのは、それらが神物や仏物として永く保存されてきたことの結果に過ぎないものと考えられる。神物や仏物である棟札は、社寺などの再建や修造を終えて、新しいものを奉納したあとでも捨てることができなかったのである。なお、戦国時代以降において、棟札などの書付が、「末代に残る」と考えられていたことも確認できる⁽¹¹⁾。だから、その文面に関して、大名など上級権力の許可が必要とされることもあった。

棟札の保存に関して、江戸時代前期ごろから二つの注目すべき動きが見られた。第一は、次第に「棟札を打つ」ことがなくなったことである。戦国時代後期ごろ、棟札を二枚作り⁽¹²⁾、一枚は棟木に打ち、残りの一枚を社殿や仏堂の内陣などに納めた例も知られる。そして、江戸時代前期には、後者の所作が次第に主流となり、「棟札を打つ」ことが省略されるようになった。第二の動きは、内陣などに籠めた棟札を、さらに「錦」で包むようになったことである⁽¹³⁾。棟札を一層大切に取り扱い扱おうとしたことが分かる。これらの動きが現れた要因として、まず考えられるのは、棟札の祈禱札としての認識の高まりと広がりである。

いま一つ考えたいのは、棟札に対する歴史意識の高まりである。畿内などでは、戦国時代末期から、社寺の「縁起や工事経過や願意」を記した長文の棟札が作られるようになった⁽¹⁴⁾。棟札の銘文に、社寺の歴史が取り入れられたわけである。安芸国でも、木江明石方八幡宮の慶長十五年（一一一〇）六月九日付けの社殿造立棟札に、その端緒が窺える⁽¹⁵⁾。この棟札ではまず、社殿が造営された年次を順に挙げ、最も新しい年次である応永三十三年（一四二六）に続けて、「御地頭土倉殿冬平大願主高橋左京助大宅光繁」の名前を認めた。ついで、願文の最後に、この度の大檀那が高橋氏の子孫であること

夫我神社之祭祀者所祈 實非無窮四海太平 邦家榮久五穀 饒者也故
無慮不建神籬奉祭神明矣此備後國溫隈郡祇園宮每歲夏六月五日 氣有奉
招禱神靈於離宮行幸之神與前後中三女經星霜破損今茲產子幸數力一心
工修建不日而成始使本匠解神興見之有昔書嘉元四年應永三十一(一八六〇)年
年永正十四年正保四年各修造之事於木牌在與中今復記此事於木牌供將來
所有之木牌藏於興中以示後世也且錦帳者正保中本國前太守水野候獻之又
元祿中前太守松平候獻之以故許之 官印仍舊見獻之而一復舊矣愈恭愈敬
何不有算如乎市民豐富貿易滋繁亦在神明之加護可仰可信謹言

写真4 沼名前神社神興宝
曆6年修造棟札裏書

は、神興の修造棟札を
の、神興の修造棟札を
の、神興の修造棟札を
の、神興の修造棟札を
の、神興の修造棟札を
の、神興の修造棟札を
の、神興の修造棟札を
の、神興の修造棟札を
の、神興の修造棟札を
の、神興の修造棟札を

を明記した。吉田清神社の元禄七年(一六九四)五月二十六日付けの祇園神社殿再建棟札でも、その裏面に正中二年(一三三五)七月三日以降の社殿の歴史を詳しく述べ、さらにこの度の再建の経緯が細かく記されている。これは、棟札を作るに際して、社寺の歴史を顧みるようになった表れといえる。ここには、地方における、歴史意識の高まりが窺えると思う。江戸時代中期以降になると、広島藩内の他の地域でも、棟札の裏に神社などの由緒を細かく記したものが散見する。また、神社などの由緒を後世に伝えるため、棟札を残そうとする動きも確認できる。福山沼名前神社の宝暦六年(一七七五)二月七日付けの祇園宮神興修造棟札の裏書には、嘉元四年(一一三〇)以来の五枚の棟札(木牌)の所在を確認したあとで、「古来所存之木牌藏於興中、以示後世也」と記してある(写真4参照)。上下法身院蔵の貞享四年(一六八七)十月吉日付けの大歳厳島宮上葺棟札の裏にも、天保六年(一八三五)八月朔日付けで、「古棟札失却を恐れ、致釘付置、備後覧者也」と記したのが知られる。これは、残された古い棟札によって、神興や社殿などの古い由緒、つまりその歴史的な価値を確認することができると考えられたからである。記録が他に残されていない場合、棟札は社寺の古い由緒を確認する証として殊の外珍重された。

その結果、棟札を大切に保存するため、格別な努力が払われたことは言うまでもない。また、この趨勢の裏返しとして、社寺の由緒を古く遡らせるために、棟札を偽造したり、新たに作り替えるようになった。中世の年号を持つ棟札でも、神社の由緒などを小さな文字で書いてあるものは多くは偽の棟札といってよい。なお、棟札の文字が消えかかって読めない場合に、棟札写を参考にしながら、新たに棟札を作り、古い棟札とともに社殿などの内陣に保存した例もある。

かくして、江戸時代に入り、人々の歴史意識が高まるとともに、棟札は社寺の古い由緒を伝える証として珍重され、保存のために格別の手立が採られるようになり、さては偽の棟札まで作られるようになったことが明らかになった。

なお、付言すると、江戸時代の棟札の多くは、戦国時代の棟札よりも一層立派な板を用い、堂々とした文字で書かれていた。

したがって、江戸時代の棟札の基本的特徴として、次のようなことがいえると思う。

i 江戸時代前期は、ほとんどの棟札に藩主浅野氏や郡の代官などの名前が書き入れられたが、これは社寺の造営や修造に藩権力の許可や援助が必要とされたからと推測される。

ii 江戸時代中期以降、藩権力が地域の社寺の造営や修造に直接関わらなくなると、棟札におけるその位置付けも自ずから小さくなり、棟札から消えたものもある。いずれにしろ、庄屋・組頭などの村役人層が、棟札の中で大きな位置を占めるようになった。

iii 江戸時代初期頃から、歴史意識の高まりとともに、棟札に社寺の由緒や縁起の類を書き込むようになる。広島藩内でも、江戸時代中期以降、この類例は多く確認できる。また、神社などの由緒を後世に伝えるために、棟札を大切に残そうとする動きも見られた。

iv 社寺の由緒を古くまで遡らせようとして、棟札を偽造したり、文字の见えない古い棟札を新たに作り替えることが

行われた。

それでは、江戸時代の棟札に比べて、戦国時代以前の棟札、つまり中世の棟札には、どのような差異が見られたのだろうか、いま一度このことを検討して結びとしたい。

註(1) 山中寿夫「宗教と封建社会」(『広島県史 近世1』、一九八一年) 他参照。

(2) 天明二年(一七八二)十月十二日付けの「岐島社大島居

修復の寄附集めに關する達」(『広島県史 近世資料編

Ⅲ』、一九七三年) 参照。大願寺からの奉加の願い出によ

り、宮島奉行が各郡に対して、「先例之通」に、寄附を募る

「交名帳」を廻したことが知られる。この「交名帳」は、

「少々大造之物」であった。

(3) 前掲の『諸社堂島居惣棟札控』に所収されている。

(4) 『社堂所々棟札』(大願寺蔵) 参照。

(5) 黒田正氏が『郷土』の四七号、四九号、五二号(一九九

〇) 九一年刊) に載せた「西城町神社棟札集」の熊野神社

(その一、その二) を参照。

(6) これまで何度か吉田清神社の棟札に触れたが、いずれも

高田郡吉田町立歴史民俗資料館に寄託され、良好な環境のも

中世の棟札の特質について

とに保存されている。なお、江戸時代の棟札は、まだ翻刻・紹介されていない。

(7) 竹原光海神社蔵の棟札は、正和五年(一三二六)十一月十

八日付けの八幡宮社殿造立棟札から明治初頭に至るもので、

桐の箱に入れられて、同社の社務所で保管されている。

(8) 『法身院蔵棟札』(一九七四年刊) は、甲奴郡上下町有福

の西山寺に保管されている棟札の集成である。近隣の神社の遷

宮導師を勤めた縁で、西山寺には、天文八年(一五三九)三月

十七日付けの賀茂大明神社殿再建棟札をはじめとして、昭和四

十年(一九六五)一月二十七日付けの弁財天堂宇屋根葺替棟札

まで、合わせて三五枚の棟札が保管されている。そのうち、江

戸時代の棟札は二七枚を数える。

(9) 前掲の秋山伸隆「平賀共昌集録『旧記』について」参照。

(10) 『辛未紀行』の性格については、松岡久人氏執筆の『広島

県史 古代中世資料編Ⅲ』(一九七八年刊) の「解説」を参

中世の棟札の特質について

照。この著者は、岐阜で六〇枚以上の棟札を写している。と

ところで、『辛未紀行』の高田郡関係の記事は、『高田郡史資料編』（一九八一年刊）に翻刻されている。この中にも、

郡内にある毛利氏関係の棟札二枚が書き上げられている。

- (11) 高木昭作「江戸幕府の成立」(『若波講座 日本歴史 近世1』、一九七六年) 参照。

- (12) この点については、前掲の天正十三年(一五八五)六月十三日付けの吉川元長自筆書状(吉川家文書別集七七号)他を参照。

- (13) 前掲の福山敏男「棟札考」参照。ところで、福山沼名前神社の宝暦六年(一七五六)二月七日付けの祇園宮神興修造

棟札(写真4)の裏書にも、「錦帳者正保中本国前大守水野侯

献之、又元禄中前大守松平侯献之、以故許之」との記述が見られる。これによっても、大名が棟札を大切なものと考えていたことが分かる。

- (14) 前掲の福山敏男「棟札考」参照。

- (15) この造立棟札は、前掲の岸田裕之「大崎上島と小早川氏一族」に翻刻されている。

- (16) この棟札の裏書は、註(13)の宝暦六年の祇園宮神興修造棟札のものと同じ。

- (17) この棟札は、註(8)の『法身院藏棟札』に収載されている。

おわりに

戦国時代の棟札と江戸時代のそれとの差異については、次のような見通しを持つことができる。

戦国時代に入ると、棟札の祈禱札としての価値が高まるとともに、その装いも調い、棟札に「封」までも加えるようになった。ところが、国衆などの有力豪族が、乱世を生き抜くことを祈念して、棟札の主人公となったため、社寺の造営や修造を支えた小領主や百姓は、それから排除されたのである。だが、彼らもまた、棟札に名前を載せ、神仏の加護を求めることを強く望んでいた。そのため、江戸時代になり、藩権力の社寺の造営や修造への関わりが弱くなると、庄屋や組頭

などの有力百姓は言うまでもなく、長百姓のレベルまでも棟札に名前を載せることが可能となった。また、この時代の棟札の多くに、村人の安寧と豊かな実りを祈る言葉が書き込まれていた。室町時代以前の棟札にも、「沙汰人百姓等、満民快樂、無病平安」や「当村平安、為諸人快樂、無病延命、福寿増長」など、村人の安寧を祈る言葉が見られた。しかし、これらの棟札に、村人それぞれが名前を載せることはなかった。彼ら村人にとって、棟札がまさに祈禱札となりえたのは、江戸時代を待たなければならなかったのである。戦国時代の棟札は、その文面に「封」まで加え、祈禱札としての装いを一層調えたが、この点から見ると、まだ未熟な一面を残していたといえる。

なお、戦国時代以前の棟札も、神物・仏物として、捨てられることなく保存されてきたが、それを社寺の由緒を伝える証として珍重することはなかったように思う。だが、江戸時代に入ると、人々の歴史意識が高まり、棟札保存のために、格別の手立てが採られた。さては偽の棟札まで作られた。このことは、一面では、棟札の祈禱札としての価値の一層高まりを示す。換言すれば、戦国時代以前の棟札は、祈禱札ではあっても、純粋な神物・仏物のレベルに留まり、それほどの価値の広がりを持たなかったのである。

かくして、中世の棟札の特質は、次のように要約できる。棟木に「棟札を打つ」ことは、平安時代末期から確認でき、この頃から、棟札には神仏の加護を得るための、祈禱札的な意味合いが認められた。そして、時代を経るとともに、棟札の祈禱札としての認識が一層深まり、その装いも充実していった。ただ、戦国の乱世においては、神社などの棟札は、有力豪族の祈念の媒体として取り込まれて、実質的に造営や修造を担った場合でさえ、小領主などは棟札の祈念の主体から排除されがちであった。戦国時代の神社などの棟札は、戦国大名や有力な豪族が、武運長久や家門繁栄を祈るために用いられた。庄屋・組頭など、有力農民一人一人が棟札の主人公となるのは、江戸時代を待たなければならなかった。なお、棟札が社寺の歴史の証、古い由緒を示すものと考えられ、大切に保存されるようになったのも、これ以降のことといえる。

戦国時代にはまだ、棟札を歴史の証として顧みる余裕はなかった。中世の棟札は、祈禱札として未熟な一面を残すだけでなく、歴史の証としての意識も欠如していたのである。戦国時代以前において、社寺の棟札が保存されたのは、それが神物・仏物と見做されたからと考えられる。

以上の結論は、安芸・備後両国において、社殿などの造営・修造を行ったおりの棟札から得られたものに過ぎず、中世の棟札の特質を明らかにするためには、なお残された問題が少なくない。棟札の場合も、中央と地方だけでなく、各地域の歴史的背景によって、いろんな違いが見られた。⁽¹⁾ 中世の棟札の特質は、この地域差を踏まえ、そこから共通項を見出すことで、より精度の高いものにする⁽²⁾ことができると思う。また、棟札の表と裏の使い分けなどにも、留意しなければなら⁽³⁾ない。これらの問題は、私にとっても大きな課題であり、今後を期すことにしたい。

註(一) 畿内やその周辺の諸国では、社殿などの造営や修造のお

りに、諸種の官途成(権守成・左衛門成・大夫成他)によって、費用の一部が拠出されることが知られ、またそれぞれの奉加分と名前が棟札に書き込まれることもあった。その一例として、福井県三方郡三方町の「常神社棟札」(『若狭漁村史料』、一九六三年)を挙げることができる。しかし、安芸・備後両国の社殿などの棟札には、官途成によって、その造営や修造に加わった村人の名前が書き入れられたものは全

く確認できない。なお、官途成の事例とその意義については、
園部寿樹「中世村落における宮座頭役と身分」(『日本史研究』三三五号、一九八九年)も併せて参照。

(二) 前掲の『若狭漁村史料』に収録された、三方町の天正三年(一五八〇)七月二十八日付けの御賀尾浦山王拾禪師再興・上葺棟札の場合、表には「奉加帳入目之事」として、奉加料と人名が書き入れられており、裏には「御賀尾浦人数書之事」として、同浦の住人が家族ごとに書き上げられている。戦国の世

に、しかも奉加に加わらない村人の名前までも、棟札に載せた例を、私はこれ以外に知らない。棟札の性格を普遍化する

には、このような特異と思える棟札がなぜ作られるのか、その理由をも明らかにすることが必要になるだろう。

〔補注〕

この論文の成稿後に、棟札を主な史料とした、市村高男「戦国期番匠についての考察」、則武雄一「棟札にみる後北条領国下の地頭と村落」（いずれも『大名領国を歩く』、一九九三年に収録）が刊行された。私とは研究の視角を異にするが、棟札の性格を明らかにしようとするとき、興味深い指摘が幾つも見られる。併せて参照していただきたいと思う。

〔付記〕

拙稿をまとめるに当り、厳島神社・吉田町歴史民俗資料館・光海神社・沼名前神社をはじめとして、棟札資料の所蔵者や関係の方々には多大の便宜を図っていただいた。ここに、厚くお礼を申し上げたい。

（まついてるあき 研究員）